

専修大学情報科学センター利用細則

(昭和60年4月1日制定)

改正 平成 8年4月1日 平成11年5月14日
平成13年4月1日

第1条 この細則は、専修大学情報科学センター規程第16条第1項の規定に基づき、情報科学センター（以下「センター」という。）の利用に関する事項を定める。

第2条 前条にいうセンターの利用とは、センターが設置管理するコンピュータ資源とネットワークシステム（以下「コンピュータ資源等」という。）とセンターの諸機能を教育及び学術研究の目的で利用することをいう。

第3条 センターを利用できる者は、次の各号の一に該当する者に限る。

- (1) 本学の専任教職員
- (2) 本学の兼任教員
- (3) 本学の学生及び大学院生
- (4) 本学の留学生及び聴講生
- (5) 前各号以外の者でセンター長が許可したもの

第4条 コンピュータ資源等を利用しようとする者（以下「利用者」という。）は、所定の利用申請書をセンター長に提出しなければならない。

2 授業科目における利用に関しては、担当教員が授業利用申請書をセンター長に提出しなければならない。

第5条 センター長は、第3条に該当する者が利用申請書又は授業利用申請書を提出した場合、利用者として登録する。

第6条 前条の登録の有効期間は、当該年度内とし、引き続き利用しようとする者は、改めて第4条に定める手続をしなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、第3条第3号による利用者の登録の有効期間は、卒業その他の事由により本学学生の身分を失うまでとする。

第7条 利用者は、第2条に定める以外の目的でセンターを利用し、又は第三者に利用させてはならない。

第8条 利用者は、専修大学情報科学センター料金細則に従いコンピュータ資源等の利用料を負担しなければならない。

第9条 利用時間及び利用条件は、情報科学センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）が定め、「利用の手引き」に明示する。

第10条 センターの業務休止日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日
- (2) 大学記念日（10月30日）

(3) 年末年始の休校日

(4) 夏期一斉休暇日

(5) 学部入学式の日

(6) 学部卒業式の日

(7) センターが必要に応じて設ける休止日

2 センターは、前項の業務休止日のほかに、機器等の障害により臨時に業務を休止することができる。

第11条 センター長は、必要と認めたときは利用者に対し、コンピュータ資源等の利用内容について報告を求めることができる。

第12条 利用者が第2条の目的に反した場合、又はセンターの運営に支障を生じさせた場合には、センター長はそのコンピュータ資源等の利用を制限又は停止することができる。

第13条 この細則の改廃は、運営委員会の議を経て学長が行う。

附 則

1 この細則は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この細則の施行と同時に、昭和56年3月23日制定の「専修大学電子計算機室学術利用細則」は、廃止する。

附 則

この細則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成11年5月14日から施行する。

附 則

この細則は、平成13年4月1日から施行する。